平成２８年（フ）第１０５号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘２丁目107番地
１　シャンポール不二201号室、従前の住所
石川県加賀市山代温泉北部３丁目134番地
債務者　長谷川法子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１０６号
石川県加賀市大聖寺東町３丁目５番地　アメリカ村305号室
債務者　川瀬　利久
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２３０号
福井市下森田新町第15号５番地４
債務者　エフテックこと　平野　仁士
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
福井市二の宮３丁目32番27号　コーポ大橋102、旧住所福井市成和１丁目1906番地　メゾン・エメロード301
債務者　山口　容子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
福井県越前市本保町第３号３番地の４
債務者　川端　翔平
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
福井県坂井市丸岡町北横地第５号25番地
債務者　眞柄　博子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０２号
名古屋市天白区海老山町1106番地　エターナル103号室、従前の住所名古屋市天白区菅田２丁目405番地の２
債務者　鞆　紀美代（旧姓泉野）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３８号
名古屋市名東区朝日が丘78番地　サンヒルズ藤ケ丘308号
債務者　石川　銀子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６号
松江市八雲台１丁目２番５号グリーンコーポ八雲台207号室、前住所広島県三次市粟屋町1463番地88（オルキス21　101号室）
債務者　岡田　恵子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０７号
熊本県合志市豊岡47番地　全成コーポ　Ａ棟102号
債務者　髙本　義幸
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
熊本市中央区辛島町７番11―901号　原弘産ビル熊本
債務者　男澤　洋史
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
広島県福山市南松永町２丁目８番25号メゾンフラワーＣ―103
債務者　井上　敏江
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４８１号
熊本市中央区世安町286番地　三和タクシー社宅
債務者　小野寺康之
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５３９号
岡山市北区津島本町２番32号
債務者　妹尾　孝二
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８４号
東京都八王子市八日町８番１号ビュータワー八王子1007号
債務者　小川　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２０４号
東京都青梅市東青梅２丁目15番地の16ヴァンベール東青梅204
債務者　佐竹　　学
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部